

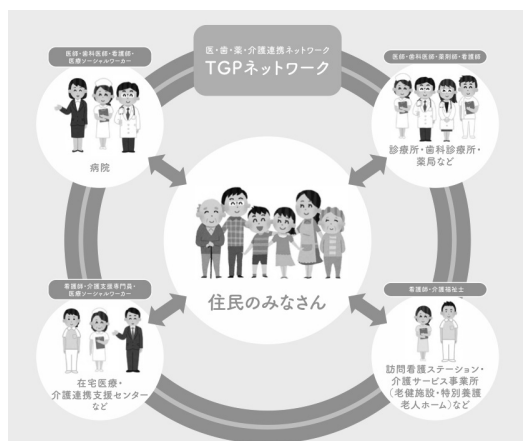
TGPネットワーク参加のご案内

「TGPネットワーク」とは、住民のみなさんの同意に基づき、
 病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション
 ・介護サービス事業所などをネットワークで結び、住民のみなさん
 の診療情報・介護情報を共有することで、より適切な医療・介
 護を受けていただくシステムです。

総務省の平成28年度第2次補正予算「クラウド型EHR高度化事業」に採択され、お住まいの地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）でより良い医療・介護サービスを受けることができるよう、連携を推進しています。

裏面の説明書をご一読頂き、皆様におかれましては、是非、ご参加頂きますようご案内申し上げます。

なお、お読み頂くことが困難な場合は、医師並びに担当者が説明致しますので、是非お知らせください。



TGPネットワーク参加同意説明書

ver.1.2

以下の内容をよりご理解いただきましたうえで、同意いただきますようお願い致します。

1. TGPネットワークの目的

TGPネットワークは、住民のみなさんの同意に基づき、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所などをネットワークで結び、住民のみなさんの診療情報・介護情報を共有するシステムです。これにより、診療に必要な情報をスムーズに得ることができ、より質の高い安全な医療・介護の提供を可能にすることを目的としています。

2. 本システムで共有される情報

TGPネットワークに参加している施設で共有可能な情報は以下の通りです。※看護、介護情報の共有は今後可能とする予定です。

1) 患者基本情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・アレルギー情報）、2) 病名、3) 処方、4) 検体検査結果 5) 看護・介護情報*

3. あなたの意思は尊重されます

病名、処方、検体検査結果のうちあなたが共有を希望しない項目や、共有を希望しない施設種がありましたら、「診療情報共有除外設定依頼書」（様式1-2）で意思表示することができます。用紙はTGPネットワーク参加施設にお申し出いただくか、TGPネットワークのホームページよりダウンロードしてお使いいただけますので、ご記入のうえ、参加施設もしくはTGP事務局までご提出ください。医師と相談の上、ご記入いただいても結構です。「診療情報共有除外設定依頼書」はいつでも何度でも提出していただいて構いませんが、複数回提出される場合は、過去の意味表示に関わらず、最新の「診療情報共有除外設定依頼書」の内容がシステムに反映されます。

4. TGPネットワークに同意（参加）することのメリット

【受診する医療機関が変わるときも安心】

TGPネットワーク参加医療機関において、患者さんの過去の病名・検査等の情報を参照できるため、より質の高い医療サービスを受けることができます。また、同じ検査が繰り返されたり、薬が重複することが少なくなります。

【もしもの緊急搬送時に安心】

救急車で今まで受診したことのない医療機関に搬送されても、搬送先であらかじめ住民のみなさんの診療情報を確認できるため、迅速に処置を受けることができます。

【あなただけの医療・介護チームができる】

住民のみなさんに関係する医療・介護サービス事業所等において診療情報・介護情報が共有されるため、きめ細やかな医療・介護サービスを受けることができます。

なお、TGPネットワークの運用について、住民のみなさんの費用負担はありません。

5. 個人情報の保護

TGPネットワークでは、患者さんの個人情報及び医療・介護に関する情報（以下、個人情報等）を守るために、以下の法律及びガイドラインを厳守します。ガイドラインが改定された場合は、最新版のガイドラインに従います。

- 1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
 - 2) クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1版（平成30年7月 総務省）
 - 3) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」（平成29年5月）
 - 4) 経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン第2版」（平成24年10月）
 - 5) 個人情報保護委員会、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日）
- さらに、次のような対策を講じています。

- ・情報の共有：このシステムであなたの情報を見ることができるのは、あなたが希望する病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所などの登録されたスタッフのみとなっています。ただし、職務内容に応じて共有できる情報や使用できる機能に制限が設けられているほか、職務範囲外や目的外で情報を利用することは法律で厳しく禁じられています。
- ・アクセス記録：ネットワークのアクセスは記録していますので、いつ、だれが、どの情報を見たかを、随時確認できるようにしています。
- ・暗号化：患者さんの個人情報等は暗号化されています。
- ・情報取扱者の責務：TGPネットワークの情報を取り扱う者は、個人情報保護法ならびにTGPネットワーク利用規約を遵守し、安全かつ適正な利用に努めます。

6. TGPネットワーク参加施設

現在の参加施設は、TGPネットワークホームページ（<https://www.tgp-net.jp>）をご参照ください。みなさんがより利用しやすいよう、参加施設を随時拡充していくこととしております。

7. ご利用方法

- ①同意書をご提出していただければ、TGPネットワーク事務局よりTGP IDの記載されたシールが送付されますので、保険証や診察券などに貼ってください。
- ②TGPネットワーク参加施設（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所など）にてTGP IDシールの貼られた保険証等をご提示し、共有を希望する旨をお伝えください。施設での連携手続きが完了すれば、その施設から提供されたあなたの情報がTGPネットワークにて共有可能となります。TGPネットワーク参加施設のうち一部施設ではあなたの情報をTGPネットワーク上に提供できない場合がありますが、他施設の情報をその施設の先生に見ていただくことは可能です。
- ③連携手続きが完了した施設では、次回からTGP IDを提示していただく必要はございません。
- ④共有が可能な施設はホームページに一覧がございますので、ご確認ください。
- ⑤TGP IDの提示とあなたからの申し出がなければ、その施設でのあなたの情報は共有されませんし、その施設は他施設でのあなたの情報を見ることができません。ただし、緊急搬送時にはあなたの申し出がなくとも、TGP IDを知るところにより搬送先医療機関で診療情報を確認する場合がございます。

8. 参加をやめたいとき

TGPネットワークの参加を取りやめたいくなった場合には、いつでも中止することができます。参加をやめたいときは、下記お問合せ先までお申し出ください。参加撤回届を提出していただけます。なお、参加撤回届けはホームページから印刷も可能です。

参加を撤回されても今後の診療に不利益を被ることは一切ありません。

9. お問い合わせ先

環状地区医療介護情報共有協議会（TGP）事務局

〒501-6062 羽島郡笠松町田代185-1 羽島郡医師会内

TEL: 058-387-6476 FAX: 058-388-0180（TGPネットワーク専用） ホームページ: <https://www.tgp-net.jp>